

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律に係る国会審議の主な指摘事項（基本計画の見直し関係）

衆議院環境委員会（4月1日）

○議員

(略) 高濃度PCB廃棄物を立地自治体と約束した期限内に確実に処理をするためには、期限内処理完了に向けたロードマップと関係者の役割分担を明らかにして、取り組みの進捗状況について定期的にフォローアップしていくことが必要であると考えます。

この件について御見解をお伺いしたいと思います。

○環境省

(略) 委員の御指摘も踏まえ、現行のPCB廃棄物処理基本計画について速やかに見直しを行い、期限内の処理の達成に向けたロードマップと関係者の役割分担を明らかにすることとしたいたと考えております。その上で、見直し後の基本計画に基づく取り組みの進捗状況について定期的にフォローアップを行い、講じた措置の実効性について不斷の点検を行い、高濃度PCB廃棄物の期限内の処理の達成に向けて万全を尽くしてまいります。

○議員

(略) 処理基本計画を閣議決定するのはどうした効果を期待してやるのか、なぜなのか、お答えいただきたいと思います。

○環境省

期限内にPCB廃棄物の処理を確実に終えるためには、関係省庁が連携協力して、政府を挙げてPCB廃棄物の適正な処理を推進する必要がございます。

関係省庁といたしましては、例えば、関連する電気事業法を所管する経済産業省、あるいは、それぞれの省庁は業を所管してございますけれども、その業の中で事業者がPCBを使っていたというようなケースもございます。そういうふたあらゆる省庁の協力を得ながら進めていく必要があるということでございます。(略)

衆議院環境委員会（4月5日）

○議員

(略) 従来環境大臣が策定することとされていましたPCB廃棄物処理基本計画を閣議決定に格上げすることとされておりますが、その意義と内容について御説明を伺いたいと思います。

○環境省

(略) この新しい基本計画を閣議決定にしたという点でございますけれども、この基本計画においては、期限内処理の完了に向けたロードマップと関係者の役割分担を明らかにすることとしておりまして、取り組みの進捗状況について定期的にフォローアップを行うことによって、期限内処理に万全を尽くしてまいります。(略)

○議員

(略) これまでの経験と反省を踏まえて、また対応が先送りになることがないように、まずは期限内処理完了に向けたロードマップを明らかにして、取り組み状況について定期的に進捗の点検を行うことが必要不可欠ではないかと思います。(略)

○環境省

(略) 速やかに、まずPCB廃棄物処理基本計画について見直しを行うということ。そして、ロードマップのお話がございました、また、関係者の役割分担もあわせて明らかにいたしまして、この基本計画に基づいた進捗の管理をしっかりと行っていくということ。定期的なフォローアップも、少なくとも

一年ごと、必要であれば一年より短い範囲でもこうしたフォローアップを行っていくということをしたいと思っておりますし、また、実効性については不断の点検を行っていく所存でございますので、この期限内の処理の達成に向けて万全を期してまいります。

○議員

(略)そもそも処理対象量の見込みに含まれていなかった分があるわけですから。この点については、少なくともしっかりと経産省のデータも織り込んで、処理対象量の見込みの変更も踏まえた対策に資する、処理対象量の見込みというところが当然変わるわけですから。それを踏まえた対応をぜひお願ひしたいと思います・・・(略)

○環境省

(略)実態として推計というものは今後変わり得るものであると思いますので、確実に把握を進める中で、どのような処理の見込みが立つかということについては、計画の見直しも含めて今後しっかりとロードマップをつくり、またフォローアップができる限り、一年以内もしくは必要があればそれよりも早い段階で行うことによって、確実な処理を進めてまいりたいと存じます。

○議員

(略)具体的に、今後、計画決定後の運用場面等々において、目に見えるような具体的な差というものが閣議決定に格上げされることによって出てくるのか、であるならば、それをまずお示しいただきたいと思います。

○環境省

閣議決定によって基本計画を定めるということにすることによって、一つは、今回の改正案で使用中の製品の規制をさせていただきます。使用中の製品への対応強化ということをお願いするに当たって、政府としてお願ひをするということが一点。

それから、関係省庁の連携の強化ということがやはり重要であろうということがこれまでの議論でも認識をされるところでございますけれども、改正法案においては、電気事業法によって経済産業省が対応するということにされている電気工作物に該当する高濃度P C B使用製品についての措置、これについて、電気事業法に基づいて新たに措置を盛り込むということについても、やはり政府を挙げてということが極めて期限内処理に向かって重要になるということがございます。

加えて、政府内でもP C B廃棄物の処理が必要な部分がございまして、政府自身が取り組むということの決意を示す、政府内にございます高濃度P C B廃棄物についての処理の促進ということ。

これらの観点からして、環境省でこれまでにお願いをしてきたところでございますが、改めて、政府全体として取り組んでいくために閣議で決定をしていただくことが必要であろうということで、今回、閣議決定での計画を定めるということにさせていただいた次第でございます。

○議員

(略)基本計画に定める事項ということで、今回、この法案におきましては、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関する基本的な方針」、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進するため必要な措置に関する事項」、そして、「政府が保管事業者としてそのポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理のために実行すべき措置に関する事項」の三つが新たに追加されております。

これまで、これらの三項目というのは計画に定める事項というふうにはされてこなかったわけでありますけれども、今回の改正を機にこの法律に盛り込まれたという理由について簡単に御説明していただけますでしょうか。(略)

○環境省

(略)基本的な方針についてでございますが、基本計画を閣議決定で定め、P C B廃棄物の処理に政府一丸で取り組むこととなるために、政府全体としての基本的な方針、例えば期限内処理を確実にするとか、そういうことを閣議でしっかりと決めていく、こういう必要があるので、新たに規定することいたしました。

また、計画的に推進するために必要な措置ということでございますが、本改正案で、高濃度P C B廃棄物の期限内処理に関する措置の強化、そしてまた使用製品の措置の強化ということでございます。こういう意味で、使用中のものから、そしてそれが廃棄されて処分に至るまで計画的に進めていく、そういうロードマップを明らかにするという必要性から、これを新たに記載事項としたということでござい

ます。

さらに、政府が保管事業者として実行すべき措置につきましては、この改正案によって、民間事業者に対する規制が格段に強化されます。その強化されるということで、政府が率先垂範してP C B廃棄物の処理に取り組むということを示す必要があるということで、こうした規定を設けたものでございます。

(略)

○議員

(略) 今回、法案の提出前に出されています、先ほどもおっしゃいました有識者の検討委員会の報告書、この内容が今後反映されるというふうに考えられるんですけれども、具体的な内容について、どのように定められるかという点については言及いただけないんでしょうか。先ほど申し上げた三つの項目について、具体的な記載事項等々についてぜひお答えをいただきたいと思うんですけれども、いかがですか。

○環境省

まさに、P C B廃棄物適正処理推進に関する検討委員会で取りまとめをいただいたその内容をどのように実現していくかということで基本計画を見直していく、こういうことでございます。

そこに具体的に規定する内容ということでございますけれども、やはりP C B廃棄物の処理については、期限内に確実かつ適正にP C B廃棄物の処理を行うことが大原則であるということで、そういう内容は基本的な方針として定めることが適切ではないかというふうに考えてございます。また今後検討してまいりますが。

そしてまた、計画的に推進するために必要な措置に関する事項としては、期限内処理に向けたロードマップと関係者間の役割分担を明らかにするということが必要かと考えております。

また、政府が保管事業者として実行すべき措置については、政府が保管するP C B廃棄物を期限内に、一日でも早く、安全かつ確実に処理するための取り組みについて記述していくということを想定してございます。(略)

参議院環境委員会（4月21日）

○議員

(略) そういう動きをもっと早く加速していれば今回の閣議決定も要らないし、また新たにこういう形で基本計画を練り直す必要もなかったのかなとも思うんですが、この点についての認識を改めて伺いたいと思います。(略)

○環境省

連絡会議もそうなんですが、それを引き続き行っていくとともに、今回、現行のP C B廃棄物処理基本計画は専らP C B廃棄物の処理に関する事項について規定をしておりますけれども、改正法案をお認めをいただいた場合には、新たな基本計画に新たに規制対象となる使用中の製品への対応強化についても盛り込みます。特に、電気事業法の電気工作物に該当する高濃度P C B使用製品については、改正法案においては電気事業法により経済産業省が対応することとしておりまして、新たな基本計画には電気事業法に基づく措置についても新たに盛り込むこととしております。

P C B使用製品を使用する事業を所管する省庁も含めて、閣議で基本計画を決定することによって、政府一体となって事業者に対する働きかけも強化していくことになります。

○議員

(略) 法律上も、法律の第九条では、このP C B廃棄物の保管及び処分の状況を公表するものとするというふうに書いてあるんですね。書いてあるんだけれども、その前に、環境省令で定めるところによりというふうに書いてあるんだけれども、環境省令を見ると、公衆の縦覧に供するという書き方してあるんですが、要するにこれは、書類を公衆の縦覧に供するというのはあれですか、要するに、県庁とかそういうところに行って、行ったら見れますよという、そういう形になっているという理解でいいんですか。(略) やっぱりこういうのは、どこにどれだけあるということというのは届け出られている情報なんですから、行政機関が持っている情報というのは普通はもっともっとオープンに、それは県庁に行ったら見れますというのも公表には違いないかもしれないけれども、これ法律にちゃんと公表するって書いてあるのを、具体的なやり方は環境省令で定めるときになると、そういう県庁とか指定された場所

～行けば見れますというのは、インターネットで公開するともっとオープンなやり方というのが、その方が国民の啓発にもなるんじゃないですか。

○環境省

現在は省令におきまして、御指摘のような公衆の縦覧に供するという形でやってございます。

御指摘の点も踏まえまして、情報提供の在り方あるいは情報公開の在り方について、関係者あるいは地方公共団体の御意見もよく伺って検討してまいりたいと思います。

○議員

(略) 今まで環境大臣がP C B処理基本計画というのを定めていたわけですよね。それを、先ほどの質疑にもありましたけれども、今後は、この法律が改正されると閣議決定に言わば格上げされるという形になるんですが、今も処理基本計画ってあるわけですから、それが閣議決定になるときというのは何か内容面でというか、今のものをそのまま新たに閣議決定、法律がもし施行されたらですよ、今のものをそのまま閣議決定されるのか、何か内容を変更した上で閣議決定されるのか、するつもりなのか、どうお考えなんでしょうか。

○環境省

計画の変更についてということでございますけれども、現行の計画は専らP C B廃棄物の処理に関する事項について定めておりましたけれども、今般の改正案で使用中の製品についても規制対象としておることから、使用中の製品への対応強化についても盛り込むことになります。

特に、電気事業法の電気工作物に該当する高濃度P C B使用製品については、改正法案においては電気事業法によって経済産業省が対応することとされていることから、電気事業法に基づく措置についても新たに盛り込むこととしております。

それから、P C B廃棄物の期限内の処理に向けて、政府が自ら率先垂範して保管するP C B廃棄物の処理に取り組むということが必要でございますので、この点についても含めて計画を定めることにしております。

また、計画の見直しに当たっては、期限内の処理の達成に向けたロードマップ、そして関係者の役割分担を明らかにしたいと考えております、その上で、見直し後の基本計画に基づく取組の進捗状況については定期的にフォローアップを行って、こうした措置の実効性についても不断の点検を行うこととしております。

確実に期限内で処理するということのために、閣議決定に合わせてこの計画の内容もしっかりと見直してまいりたいと存じます。

○議員

(略) 今回は閣議決定にもなりますので、今まで以上に厳しい認識を持って取り組まなきやいけないことは言うまでもございません。大臣にも十分に御認識いただいていると思いますが、改めてP C B廃棄物処理の貫徹に向けた大臣の決意を最後にお伺いをいたします。

○環境省

(略) 今回、P C B廃棄物処理基本計画についても速やかに見直しを行いまして、ロードマップを作ること、そして関係者の役割分担を明らかにして、一年ごとに、必要があればそれよりも短い期間でもフォローアップを行いまして、実効性について確認をしながら前に進んでまいりたいと思います。

○議員

(略) J E S C Oが北九州地域を皮切りに処理に非協力的な事業所に対する処理料金の値上げを計画しているということですが、その狙いと予定している値上げ幅について伺いたいと思います。

○環境省

御指摘のとおり、J E S C Oにおきましては、早期処理完了に向けた取組の一つとして、意図的に処理委託を行わない保管事業者について十分な告知期間を持った上で処理料金を値上げすることを計画して、昨年八月にその旨をホームページで公表しているところでございます。これは、現行のP C B廃棄物処理基本計画におきまして、意図的に処理委託を行わない者に対しては、処理料金が上がることを早期に告知すること等により、計画的な処理委託を促進することを検討するものとするとしていることを踏まえたものでございます。

ただ、その一方で、今回の法案を提出させていただくに当たり議論いたしましたP C B廃棄物適正処理推進に関する検討委員会、この報告書が二月に取りまとめられておりますが、ここでは、中小企業等

に対する支援方策の検討に当たっては、意図的に処理委託を行わない者に対する処理料金の値上げが基本計画に盛り込まれていることの取扱いについても併せて検討をする必要があるということでございます。かみ砕いて言いますと、改めて検討し直すということでございます。検討会の中では、処理料金を上げるということが処理委託の促進にしっかりとつながるのかどうか、そういうことについてもしっかりともう一回検討すべきだと、こういう議論がなされました。

そういう意味で、この報告書を踏まえまして、意図的に処理委託を行わない者に対する処理料金の値上げの取扱い、今後改めて私どもとしても検討することとしたいと考えております。

○議員

(略) 目の前に迫った計画的処理完了期限に向けて取組を進めるよう、ロードマップを明らかにし、取組状況について進捗の点検を行うことが必要だと思います・・・

○環境省

(略) 国会での御審議も踏まえ、現行のP C B廃棄物処理基本計画について速やかに見直しを行い、期限内の処理の達成に向けたロードマップと関係者の役割分担を明らかにしてまいりたいと思います。

その上で、見直し後の基本計画に基づく取組の進捗状況について定期的にフォローアップを行い、講じた措置の実効性について不断の点検を行い、高濃度P C B廃棄物の期限内の処理の達成に向けて万全を期してまいります。